



- ★受講料は無料（テキスト代等の自己負担あり）
- ★訓練期間は2～6か月
- ★一定の要件を満たす方に「職業訓練受講給付金」が支給されます。

## こんなことで困ったり悩んだりしていませんか？

- 再就職したいけどスキルが不安
- 雇用保険を受給できない
- 未経験の職種にチャレンジしたい
- 自営業(フリーランス)を廃業した
- スキルアップして今の職場で役立てたい
- 収入が少なく転職したい
- 訓練を受けて正社員をめざしたい

**ぜひ求職者支援制度をご活用ください！**

## ◆ハローワークでの相談時間は平日8時30分～17時15分です。



受講申し込みには事前に複数回の相談が必要になります。事前に相談されていない場合は、募集締め切当日には受付ができない場合がございますので、ご注意ください。



申込者の半数以上の方が、募集期間終了日とその前日に来所しています。**募集期間終了間際は窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただく可能性があります**ので、ご注意ください。

募集  
期間  
初日



募集  
期間  
終了

待ち時間が短い

待ち時間が長い

## 求職者支援訓練について



求職者支援訓練は、求職者支援制度に基づき実施される職業訓練です。  
求職者支援制度とは、求職者に対して職業訓練を通じて、早期就職を実現するために、訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の要件のもと、訓練期間中に職業訓練受講給付金を支給し、ハローワークが中心となり、訓練期間中も訓練修了後も、積極的に就職支援します。

求職者支援訓練には次の2つのコースがあります。

**基礎コース：社会人としての基礎的能力及び短時間で習得できる技能等を習得する訓練。**

**実践コース：就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を習得する訓練。**

- ・ 訓練期間は1コース2～6か月です。
- ・ 民間教育訓練機関が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施します。
- ・ 開講予定の具体的なコース情報は、ハローワークインターネットサービス (<https://hellowork.mhlw.go.jp/>)から検索することができます。
- ・ 原則として受講料は無料、テキスト代などは自己負担です。
- ・ すべての訓練実施日に出席しなければなりません。全訓練を通じて訓練への出席率が8割に満たない場合など、一定の場合には退校処分を受けることがあります。「すべての訓練実施日」には、訓練カリキュラムに記載された学科・実技等に限らず、入校式、修了式、キャリアコンサルティングや訓練実施施設による就職支援等(本人の希望による計画外のものを除きます)を行う日も含まれます。
- ・ 訓練実施施設において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなどの就職支援を行います。
- ・ 応募者が半数に満たない場合、予定されていた訓練が中止されることがあります。

## 応募資格について



- ・ **ハローワークに求職の申込みをしている方**
- ・ **労働の意思と能力がある方**
- ・ **職業訓練などの就職支援を行う必要があるとハローワークが認める方**  
※必要性の判断は職業相談の課程でハローワークが行います
- ・ **公共職業訓練または、求職者支援訓練受講修了後1年未満でない方**



### 注意事項

- ・ すべてのコースは、他の求職者支援訓練および公共職業訓練との併願はできません。
- ・ 在職中(週の所定労働時間が20時間以上)の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方などは求職者支援訓練を受講することはできません。
- ・ 求職者支援訓練の基礎コースの受講を希望する場合は、過去に受講した訓練(公共職業訓練・求職者支援訓練(実践コース))修了後から2年を経過しなければ受講することはできません。

## 訓練施設見学について



求職者支援訓練は、募集期間中に「施設見学」を実施しています。訓練施設担当者から訓練内容の説明を受け、また施設の状況を確認することで、よりの確なコース選択につながります。

※見学を実施していない施設もあります。

※募集期間終了間際には訓練施設見学が終了している場合がありますので、ご注意ください。

## 就職支援計画について



「就職支援計画書」は、ハローワークが支援期間を通じて、積極的な就職支援を行うためのプラン表(記録表)で、とても大切な書類です。

ハローワークが就職支援計画書を交付することを「支援指示」といい、支援指示がなければ訓練を受講することも、職業訓練受講給付金を受給することもできません(職業訓練受講給付金を受給するためには、支援指示を受けた上で、一定の支給要件を満たす必要があります)。

※雇用保険の失業等給付(基本手当)の受給資格がある方で、訓練延長給付の対象になる方は「支援指示」ではなく「受講指示」を受けたうえで求職者支援訓練を受講することとなります。

求職者支援制度の支援期間中に、ハローワークへ来所する際や訓練実施施設に通所する際には、就職支援計画書を必ず持参し、ハローワークや訓練実施施設の求めに応じて提示してください。

就職支援計画書のコピーを、受講初日のオリエンテーション等の機会に、訓練実施施設に提出してください。

求職者支援制度では、求職者の方の早期就職を実現するため、訓練開始前から訓練期間中、訓練修了後まで、ハローワークが一貫した支援を行います。

求職者支援制度の支援期間は、就職支援計画書(支援指示)から始まり、訓練修了後3か月まで続きます。

支援期間は、原則として訓練開始日を起算日として1か月ごと区切られており、区切られた個々の期間を「支給単位期間」といいます。職業訓練受講給付金の有無にかかわらず、支給単位ごとのサイクルで求職者支援制度の各種支援を行います。

支給単位期間がひとつ終わるごとに、ハローワークが指定した日(指定来所日)にハローワークにて職業相談を行います。指定来所日は、受講する訓練により異なりますので、必ずハローワークの指示に従ってください。

訓練修了後3か月間(訓練修了後3回目の指定来所日まで)は求職者支援制度による支援が継続しますので、就職が決まっていない場合は、引き続き月に一度指定来所日にハローワークに来所して、就職に向けた職業相談を行います。

## 職業訓練受講給付金について



ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練または公共職業訓練を受講する特定求職者の方が、一定の支給要件を満たす場合に「職業訓練受講給付金」を受給できます。

職業訓練受講給付金は原則(※)「職業訓練受講手当」「通所手当」「寄宿手当」であり、受給手続きは同時に行います。

一定の支給要件は支給単位期間ごとに満たす必要があります。過去に職業訓練受講給付金を受給したことがある方は、原則として前回の支給から6年以上経過していることが必要です。

**職業訓練受講手当：月額10万円**

**通所手当：訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額(上限あり)**

※最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路・方法による運賃または料金の額となります。

**寄宿手当：月額10,700円**

※訓練を受けるため同居の配偶者などと別居して寄宿する場合で、その必要性をハローワークが認めた方が対象です。

### 【職業訓練受講給付金の支給要件】

- ①本人の収入が月8万円以下
- ②世帯全体の収入が月30万円以下
- ③世帯全体の金融資産が300万円以下
- ④現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- ⑤全ての訓練科目に出席する(やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合(育児・介護を行う者や、求職者支援訓練の基礎コースを受講する者については証明ができない場合を含める)であっても、8割以上出席する)
- ⑥世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない。
- ⑦過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない
- ⑧過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない

※①または②を満たさない場合であっても、本人収入が月12万円以下かつ世帯収入が月34万円以下で③～⑧を満たす場合は、訓練施設に通所する手当のみ受給できる場合があります。



# 求職者支援訓練 受講手続きの流れ

## 1.ハローワークへ求職申込み

**住居を管轄するハローワーク**で求職申込みを行い、**求職者支援制度**の説明を受けてください。



## 2.ハローワークでの職業相談・訓練コースの選択

ハローワークで職業相談を受け適切なコースが選定された場合に「**受講申込書**」などの必要書類をお渡しします。**適切なコース選定のため、受講の申込みまでにハローワークで複数回の職業相談を行っていただきます。**募集終了日に初めて相談に来られた方場合は、お申込みができませんので、お早めにご相談ください。

**職業訓練給付金**を希望される際は併せてご相談ください。



## 3.受講申込み

「**受講申込書**」に必要事項を記入したうえで、募集期間内にハローワークで受講手続きを行ってください。

ハローワークの受付印が押印された「**受講申込書**」を**受講希望者ご本人で訓練実施機関に持参または郵送で提出**してください。

※再就職のために訓練が必要でないとはハローワークが判断した場合は、希望した訓練の受講申込みができません。



## 4.訓練実施機関による選考

選考日に訓練実施機関による面接や筆記試験(コースによって異なります)を受けてください。



## 5.就職支援計画の作成(支援指示)

訓練実施機関からご自宅に可否通知が郵送されます。

合格通知を受けた方は、訓練開始日の前日までにハローワークに来所し「**就職支援計画書**」の交付を受けてください。これを**支援指示**といいます。

**支援指示を受けなければ訓練を受講することはできません。**ハローワークによっては、支援指示を行う日をあらかじめ指定する場合があります。



## 6.訓練受講

訓練開始です。開講日には「**就職支援計画書**」(写)を持参してください。



## 7.訓練期間中・訓練修了後

**訓練期間中および訓練修了後3か月間**(訓練修了後3回目の指定来所日まで)は、**求職者支援制度による支援が継続します**ので、就職が決まっていない方は引き続き月に1度指定来所日に指示を受けているハローワークに来所して、就職に向けた職業相談を行ってください。

